

令和 7 年 3 月 11 日
土木部河川公園課

江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例

1 改正理由

普通河川の使用料は、固定資産税評価額を算定の基礎として、特別区の共通基準に基づき算出された額を条例で定めている。

令和 6 年、3 年に 1 度の固定資産税評価額の評価替えが行われ、特別区の共通基準により算出された額が見直されたため、江東区普通河川管理条例の一部を改正する。

2 改正概要

(1) 土地使用料の積算方法

土地使用料は、固定資産税評価額の 23 区平均額を算定の基礎とし、原則として下記のア、イのいずれか低い額とする。

ア 固定資産税評価額 × 使用料率 × 1 m² × 修正率

イ 現行額の 1.2 倍額

(2) 流水使用料の積算方法

流水使用料は、固定資産税評価額の 23 区平均額を算定の基礎とし、原則として下記のア、イのいずれか低い額とする。

ア 現行額 × 固定資産税評価額の前回からの増減率

イ 現行額の 1.2 倍額

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

江東区普通河川管理条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1 土地使用料（第19条関係）				別表第1 土地使用料（第19条関係）			
種別	使用目的	金額	単位	種別	使用目的	金額	単位
第一種	(略)	604円	(略)	第一種	(略)	724円	(略)
第二種	(略)	331円		第二種	(略)	397円	
第三種	(略)	1,072円		第三種	(略)	1,286円	
第四種	(略)	1,072円		第四種	(略)	1,286円	
第五種	(略)	217円		第五種	(略)	260円	
第六種	(略)	1,072円		第六種	(略)	1,286円	
備考 (略)				備考 (略)			
別表第2 流水使用料（第19条関係）				別表第2 流水使用料（第19条関係）			
使用目的	金額	単位		使用目的	金額	単位	
工業用その他	次の式により算出した額 700円 × 使用水量 (リットル毎秒)	1月		工業用その他	次の式により算出した額 728円 × 使用水量 (リットル毎秒)	1月	
備考 (略)				備考 (略) 附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。			